4 引っ越して来たら

福島市に**住みはじめてから14日以内**に、市役所で手続きをしてください。

4-1 住民登録

3か月を超えて福島市に住む人は、「住民登録」をして、「住民票」を作ります。

どこで	なにをする	持っていくもの
総合窓口 市役所１F **024-525-3732**	転入届を出す	□ 在留カード □ パスポート □ (家族も来日した場合)家族関係(結婚・出生)を証明する書類 ＊原本(本国の公的機関が発行したもの)と**日本語に翻訳したもの**

マイナンバー(個人番号)

外国籍の方を含む、日本に住民票があるすべての人に割り当てる番号。

税金、社会保障などに使われる、とても大切な個人情報です。マイナンバーは一生変わりません。

① マイナンバーを通知

マイナンバーをお知らせする書類が、登録されている住所に届きます。

② マイナンバーカード

マイナンバーが書かれたICカード。①の書類が届いたら、市役所やインターネットで申請することができます。

マイナンバーカードがあると、コンビニで証明書類(p9)を発行できたりします。

くわしくは…マイナンバーカード総合サイト　https://www.kojinbango-card.go.jp/

Eng 简 繁 한 Por Esp

4-2 医療保険

在留資格を持っていて、その期間が３か月をこえる人は、必ず①～③のうちどれかの医療保険に入り*、「保険証」をもらいます。

「保険証」を見せると、病院で払うお金が、かかったお金の10～30%になります。

＊在留資格が医療を受ける目的の「特定活動」またはそのつきそいの場合を除く

①社会保険

会社などで働いている人とその家族は、会社の健康保険に加入できることがあります。

会社の担当者に聞いてください。

②国民健康保険

①に入っていない人は、国民健康保険に入ります。市役所で手続きをしてください。

「国民健康保険税」を払います。家に届く「納税通知書」の期限以内に払いましょう。

国保年金課　国保資格係　**024-525-3735**

③後期高齢者医療制度

75歳以上の人がはいります。手続きをすると、「後期高齢者医療被保険者証」が届きます。

①または②に入っている人は、手続きはいりません。保険料は、家に届く「納入通知書」の期限以内に払いましょう。

国保年金課　高齢者医療係　**024-525-3724**

②・③に入る手続き

どこで	持っていくもの
総合窓口 または国保年金課 市役所１F	□ 在留カード
	□ パスポート
	□ 資格喪失証明書（①から抜けて②に入るとき、会社でもらう）

4-3 介護保険

40歳以上の人は、「介護保険」にはいって保険料を払い、介護が必要になったとき費用の一部を払ってサービスが利用できます。

加入の手続きは必要ありませんが、サービスを利用するためには、

市に要介護認定の申請が必要です。

くわしくは…　福島市HP＞健康・福祉＞福祉・介護＞介護保険

長寿福祉課　市役所2F　**024-525-6551**

4-4 年金

20歳から60歳の間に保険料を払い、年を取ったとき、障がいを負ったとき、亡くなったときにお金を受け取ります。

日本に住む人は、必ず公的年金に入ります。

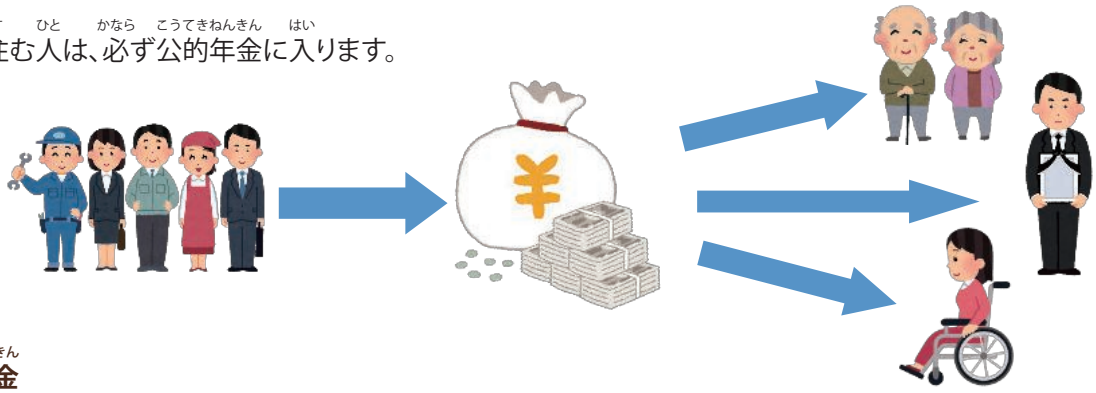

①厚生年金

会社などで働いている場合、会社で厚生年金に入ります。

②国民年金

①に入っていない場合、国民年金に入ります。収入が少ないなど保険料の支払いが難しい人は、免除の申請ができます。

どこで	なにをする	持っていくもの
国保年金課	国民年金に入る (必要な場合)免除申請	□ 在留カード または パスポート □ (ある場合)マイナンバーがわかるもの

＊保険料を６か月以上払って、年金を受けとらずに帰国するときは、脱退一時金を受けとれます。(p23)

年金手帳… 年金に加入すると家に届きます。年金の手続きのときに必要です。

くわしくは…

国保年金課

市役所1F

024-525-3738

福島市HP＞くらし・手続き＞国保・年金・後期高齢＞年金

東北福島年金事務所

北五老内町3-30

024-535-0141

平日　8:30-17:15

＊月　8:30-19:00

日本年金機構HP

年金制度についてくわしく載っています。

多言語ページ https://www.nenkin.go.jp/international/index.html

Eng 简 한 Por Esp Tag ไทย Việ ဗမာ नेपाली ほか3言語